



鳥取県公報

平成 24 年 1 月 24 日 (火)
第 8 3 6 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による診療所の廃止の届出 (36) (福祉保健課) 2
	肥料の登録の有効期間の更新 (37) (くらしの安心推進課) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (38) (経済通商総室) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (39) (中部総合事務所福祉保健局) 4
	指定居宅介護支援事業者の指定 (40) (〃) 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (41) (〃) 4
	土地改良区の役員の退任 (42) (中部総合事務所農林局) 5
	土地改良区連合の役員の退任 (43) (〃) 5
◇ 調達公告	落札者の決定 (教育委員会教育環境課) 5
	制限付一般競争入札の実施 (2 件) (警察本部会計課) 6

告 示

鳥取県告示第36号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年 1 月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
伏塚歯科医院	鳥取市茶町420	平成23年12月 2 日

鳥取県告示第37号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項本文の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成24年 1 月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期間
鳥取県 第538号	甲殻類質肥料粉末	国産カニガラ肥料	窒素全量 5.0 りん酸全量 3.0	該当なし	有限会社錦海化成 境港市昭和町7-3	平成24年1月26日 から平成30年1月 25日まで

鳥取県告示第38号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年 1 月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストア・サンデーズ伯耆店・イエローハット伯耆店・いしかわ岸本店
西伯郡伯耆町大殿977-1 外
- 変更する事項
 - 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 2,162平方メートル
変更後 2,061平方メートル
 - 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐輪場の位置及び収容台数

- (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
- (イ) 収容台数 変更前 18台
変更後 28台
- イ 荷さばき施設の位置及び面積
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 面積 変更前 242平方メートル
変更後 266平方メートル
- ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 容量 変更前 26.19立方メートル
変更後 31.44立方メートル
- (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - 変更前 有限会社いしかわ 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
株式会社ジュンテンドー 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後7時
 - 変更後 有限会社いしかわ 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
株式会社ジュンテンドー 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時
- 3 変更する年月日
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計及び大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
平成24年8月29日
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
平成24年6月1日
- 4 届出年月日
平成23年12月28日
- 5 変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206-5
有限会社いしかわ 代表取締役 石川 邦子 米子市茶町7
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 収容台数 91台
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分
 - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (ア) 出入口の数 2か所
 - (イ) 位置 6の書類に記載のとおり
 - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 6 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成24年1月24日から4月間
- 8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局
 西伯郡伯耆町吉長37-3 伯耆町企画課経営企画室

9 意見書の提出

伯耆町の区域内に居住する者、伯耆町において事業活動を行う者、伯耆町の区域をその地区とする商工会その他の伯耆町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第39号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年1月24日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
鳥取中央農業協同組合	J A鳥取中央八橋福祉センターなでしこ指定訪問介護事業所	東伯郡琴浦町大字八橋1391-1	平成24年1月17日	訪問介護
〃	J A鳥取中央八橋福祉センターなでしこデイサービスなでしこ	〃	〃	通所介護

鳥取県告示第40号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年1月24日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
鳥取中央農業協同組合	J A鳥取中央八橋福祉センターなでしこ居宅介護支援事業所	東伯郡琴浦町大字八橋1391-1	平成24年1月17日

鳥取県告示第41号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年1月24日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
鳥取中央農業協同組合	J A鳥取中央八橋福祉センターなでしこ指定訪問介護事業所	東伯郡琴浦町大字八橋 1391-1	平成24年1月17日	介護予防訪問介護
〃	J A鳥取中央八橋福祉センターなでしこデイサービスなでしこ	〃	〃	介護予防通所介護

鳥取県告示第42号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年1月24日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 本 英 俊 東伯郡北栄町大谷1322-1

平成24年1月10日退任

鳥取県告示第43号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東伯地区土地改良区連合から役員が退任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成24年1月24日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 本 英 俊 東伯郡北栄町大谷1322-1

平成24年1月10日退任

調 達 公 告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年1月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調 達 件 名 及 び 数 量	県立高校学事支援システム更新・保守運用業務 一式
2 契 約 方 式	総合評価一般競争入札
3 落 札 日	平成23年12月16日
4 落札者の名称及び所在地	テクノコーポレーション・ソルコム共同企業体 熊本県熊本市八幡五丁目17-43
5 落 札 金 額	103,486,320円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入 札 公 告 日	平成23年9月20日
7 落 札 方 式	総合評価落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県教育委員会事務局教育環境課 鳥取市東町一丁目271

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年1月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び予定数量

運転免許証更新通知業務 181,000件（平成24年度93,000件、平成25年度88,000件）

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取市千代水二丁目8 鳥取県交通総合センター

(5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、(1)に掲げる業務（以下「委託業務」という。）1件当たりの単価（10銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「業務単価」という。）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された業務単価をもって契約金額とし、業務委託料の請求に当たっては、業務単価に取扱件数を乗じて得た合計額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がその他の委託等のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年2月13日（月）午後3時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) 平成24年1月24日(火)から同年3月1日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 委託業務を確実に履行できる者であること。
- (5) 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条第1項及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第31条の4の2の規定により、次のいずれにも該当するものとして公安委員会が認める法人であること。
- ア 次のいずれかに該当する者を役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)とするものでないこと。
- (ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (ウ) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めらるに足りる相当な理由がある者
- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- (オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- イ 委託業務を行う事業所を県内に有していること。
- ウ 1名以上の雇用者を委託業務の履行場所に配置できること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先
- ア 2の(1)から(4)までに掲げるものに係るもの
- 〒680-8520 鳥取市東町一丁目271
鳥取県警察本部警務部会計課予算係
電話 0857-23-0110 (代)
- イ 2の(5)に掲げるものに係るもの
- 〒680-0911 鳥取市千代水二丁目8
鳥取県警察本部交通部運転免許課庶務係
電話 0857-23-0110 (代)
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先
- 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当
電話 0857-26-7433
- (3) 入札説明書の交付方法
- (1)のアの場所で平成24年1月24日(火)から同年2月6日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。
- なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)のアの担当部局へ電話により請求すること。
- (4) 郵便等による入札
- 可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事

業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)のアの場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成24年 3 月 1 日（木）午後 1 時30分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同年 2 月29日（水）午後 5 時までとする。）

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎 2 階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)のアの場所に平成24年 2 月23日（木）午後 3 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、2の(5)の資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)のイの場所に平成24年 2 月13日（月）午後 3 時まで提出し、入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として業務単価に 1 の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第 2 項の規定により入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に 1 の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の 10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第 3 項の規定により契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 1 月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び予定数量

高齢者講習通知業務 31,400件（平成24年度15,400件、平成25年度16,000件）

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成24年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

(4) 履行場所

鳥取市千代水二丁目 8 鳥取県交通総合センター

(5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、(1)に掲げる業務（以下「委託業務」という。）1件当たりの単価（10銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「業務単価」という。）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された業務単価をもって契約金額とし、業務委託料の請求に当たっては、業務単価に取扱件数を乗じて得た合計額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がその他の委託等のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年 2 月13日（月）午後3時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成24年 1 月24日（火）から同年 3 月 1 日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月17日付第157号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 委託業務を確実に履行できる者であること。

(5) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2の規定により、次のいずれにも該当するものとして公安委員会が認める法人であること。

ア 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、

執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)とするものでないこと。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(ウ) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めらるるに足りる相当な理由がある者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

(オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

イ 委託業務を行う事業所を県内に有していること。

ウ 1名以上の雇用者を委託業務の履行場所に配置できること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

ア 2の(1)から(4)までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

イ 2の(5)に掲げるものに係るもの

〒680-0911 鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課庶務係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)のアの場所で平成24年1月24日(火)から同年2月6日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)のアの担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)のアの場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成24年3月1日(木)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同年2月29日(水)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな

らない。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)のAの場所に平成24年2月23日(木)午後3時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、2の(5)の資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)のIの場所に平成24年2月13日(月)午後3時まで提出し、入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。

- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として業務単価に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては会計規則第123条第2項の規定により入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

A 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

I 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第3項の規定により契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。